

## 東区まち美化プログラム事業の実施に関する覚書

北央道路工業株式会社(以下「実施団体」という。)と札幌市東区(以下「東区」という。)は、東区まち美化プログラム事業の実施について、下記のとおり合意します。

(目的)

第1条 この覚書は、実施団体と東区とが協働で環境美化活動を推進することにより、美しく住みよい都市環境を目指すため、必要な事項を定めるものとします。

(対象物・区域及び実施内容)

第2条 この覚書に基づく活動の対象区域及び実施内容は、次のとおりとします。

対象区域(別添図のとおり)	実施内容
北8条東1丁目地先	月1回の清掃活動(冬期間は除く) その他必要な活動

(実施期間)

第3条 この覚書に基づく活動の実施期間は、覚書締結の日から平成29年4月30日までとします。

2 この覚書の実施期間満了日の30日前までに実施団体又は東区からこの覚書を更新しない旨の申し入れのないときは、さらに1年間、この覚書の実施期間を更新するものとし、以後も同様とします。

(責任分担)

第4条 実施団体の分担は、次のとおりです。

(1) 第2条に掲げる活動を別途定める実施要領に基づき無償で適切に行うものとします。

(2) 収集したごみは、参加団体において責任をもって処理し、札幌市の定めた収集方法により排出するものとします。

(3) 拾うことが困難なごみや違反広告物、通行に支障がある場所へ駐輪している自転車など活動に支障を及ぼす事象を発見したときなどは、東区への情報提供に協力するものとします。

2 東区の分担は、次のとおりです。

(1) 実施団体が円滑に活動できるよう総括調整及び情報提供を行います。

(2) 実施団体の活動状況等を広報します。

(3) 環境美化活動に必要な物品(腕章・軍手(初回のみ))等の支給をします。

(安全の確保・紛争の解決)

第5条 活動を行うに当たっては、実施団体において、責任をもって安全の確保に努めるものとし、実施団体において活動中の事故に備えた保険に加入するものとします。

2 活動中に事故や紛争が生じたときは、実施団体が円満に解決するものとします。

(覚書の解除)

第6条 実施団体から覚書の解除の申出があった場合において、当該申出内容が妥当と認められるときは、覚書を解除できるものとします。

2 東区は、覚書を解除すべき事由が生じたとき、実施団体が覚書に規定する責任を果たしていないとき又は実施団体としてふさわしくないと認められたときは、覚書を解除できるものとします。

(協議)

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとします。

上記事項について合意したことを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有します。

平成26年5月15日

住所 札幌市東区北8条東1丁目1番35号  
氏名 北央道路工業株式会社  
代表取締役社長

澤口 二朗



住所 札幌市東区北11条東7丁目1  
氏名 札幌市東区

区長

宮浦 哲也

